地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称 つながり力を共に育む わかやまし
- 地域再生計画の作成主体の名称 和歌山市
- 3 地域再生計画の区域 和歌山市の全域
- 4 地域再生計画の目標
- (1) 現状と課題
 - ① 和歌山市の概要

和歌山市は、紀伊半島の北西部、紀の川河口に位置し、面積210.24k㎡、人口370,484人(平成21年5月1日現在)を抱える和歌山県の県都である。

本市の中央には、東から西へ紀の川が流れ、瀬戸内海へそそぎ、また、北には緑豊かな和泉山脈、西には紀淡海峡、南には、和歌浦湾の自然海岸や干潟に面し、温暖な気候と季節感豊かな自然、多くの歴史・文化、観光資源に恵まれた環境にある。

② 和歌山市における市民公益活動の現状

特定非営利活動促進法に基づいて設立された本市を拠点とするNPO法人は、平成20年度末には、150団体に迫り、その活動内容は、保健・医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動などあらゆる分野で展開されている。これ以外にも、様々な形態により市民公益活動を行っている任意の団体等が数多く存在し、実質的に地域課題の解決等に役割を果たしている事例も少なくない。しかし、その一方で、市民公益活動団体の多くは、ひと、もの、かね、情報など組織運営に必要な資源の不足に悩んでおり、市民や行政における市民公益活動や協働に関する理解が進まないなどの課題がある。

③ 和歌山市の市民公益活動を巡る取組

当市においては、平成17年度から市民の自主的・自発的な取組を支援するとともに、 市民と行政の協働の仕組みづくりを目指して、「わかやまの底力・市民提案実施事業」 を開始し、一定の成果をあげてきたところである。

また、「多様な主体が担う協働のまちづくり」を行財政運営の基本方針の一つに位置付けた平成20年度から10年間を計画期間とする第4次和歌山市長期総合計画基本構想と連動して、平成20年5月に「つながり力 つれもていこら わかやまし~市民公益活動団体と行政の協働指針~」を策定したところである。当該指針の重点アクションプランに基づき、計画期間を平成21年度から平成23年度までの3か年とする和歌山市協働推進計画の策定を行い、今後より一層、市民公益活動及び協働の推進を図って

いきたいと考えている。

(2) 計画の目標

社会情勢の変化等により、多様化する市民のニーズや行政だけでは対応することが難しい社会的課題に対応するためには、市民公益活動団体との協働が不可欠であると考えている。

そこで、市民や行政における市民公益活動や協働に関する正しい理解を促進し、市民全体における協働の意識醸成を図るとともに、市民公益活動団体を支援することで、NPO・ボランティア活動等の市民により自発的に行われる市民公益活動の活性化を図る。

(目標1) 実施された協働事業の数

19件(平成20年度) ⇒ 21件(平成21年度)

(目標2) 協働に関する理解度

4. 7% (平成20年度) ⇒ 7% (平成21年度)

(市民2000人を対象に行う市政世論調査における協働の理解度に関する設問で、理解している旨の回答を行った人の割合)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市民公益活動や協働に関する正しい理解を促進し、市民公益活動の活性化及び協働の推進を図るために、各種の講座を開催するほか、団体の情報発信を図る取組などを行う。

なお、実施に当たっては、和歌山市は全体的な普及啓発や場の提供などを行い、わかやまNPOセンターは個別団体の支援や専門知識の提供を行い、適切な役割分担のもとで、より効果的な推進を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 支援措置による取組官民パートナーシップ確立のための支援事業【B 2 0 0 1】

(1) 事業主体 特定非営利活動法人 わかやまNPOセンター

(2) 事業概要

市民公益活動団体に対して、法律に定められた義務的な情報公開だけではなく、自ら 積極的に団体の活動情報等を提供する意識づけを行い、一般市民、企業、行政が簡便に 市民公益活動の情報を入手できるシステムを構築する。

市民・企業向けには、「市民主体のまちづくり」を考える取組や、社会貢献やCSR

についての啓発を通じた市民公益活動支援の意識づけを行い、市民公益活動支援の重要性を発信する。

行政職員の協働研修を積極的に展開することで、一連の市民公益活動支援、協働の枠組みに対する理解を深める。

(3) 事業の内容

① 公益活動データベースの構築及び登録支援

広く市民に情報を発信することにより、市民公益活動や協働に関する理解を促進するために、個別の市民公益活動団体情報や協働事例等が掲載された公益活動データベースを構築する。

また、データベースを活用した有効な情報発信ができるようにするための研修等を 市民公益活動団体向けに実施することにより、支援を行う。

② 各種ワークショップ、講座の開催

市民公益活動及び協働並びにその推進の重要性に関する理解を促進するために、一般市民、企業、行政のそれぞれを対象としたワークショップや講座等を行う。

③ リーフレットの作成及び配布

地域の資源を生かして、地域全体で市民公益活動団体を支える仕組みに関する理解を促進するために、企業や市民に向けたリーフレットの作成及び配布を行う。

5-3-2 支援措置によらない独自の事業

わかやまの底力・市民提案実施事業

公益的な事業について、NPO法人やボランティアグループ又は自治会などをはじめとする市民グループから事業提案を募集し、優秀な提案を行った市民グループが提案した事業を実施するもので、市は、実施に必要となる経費の一部又は全部を交付金として交付するほか、必要な支援を行う事業であり、各種の協働実践の場となる。

6 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、目標の達成度について、状況調査を行い評価・公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし